

令和3年度第2回富山県私立学校審議会議事録

- 1 日 時 令和4年3月24日(木) 15時30分から16時45分まで
- 2 場 所 富山県民会館 701号室
- 3 定 数 12名
- 4 出席委員の
数及び氏名 11名
井上春枝 上田雅裕 喜田裕子 久郷慎治
黒崎紫抄代 里見治美 須田英克 坪池 宏
中田正幸 野口教子 前川俊朗
- 5 欠席者 1名 河合敦夫
- 6 傍聴人数 無

7 諮問事項

- (1) 学校法人高岡第一学園福岡ひばり幼稚園の廃止の認可について
- (2) 富山県中央自動車学校設置者変更の認可について
- (3) 富山中部自動車学校設置者変更の認可について

8 意見を伺う事項

- (1) 富山県私立学校審議会運営内規(案)について

9 議事の経過及び結果

- (1) 開会にあたり、事務局から富山県私立学校審議会規程第7条における委員総数12名のうち11名出席により定足数に達しており、会議が有効に成立したことが報告された。
- (2) 武隈経営管理部次長より挨拶があった。
- (3) 富山県私立学校審議会規程第9条の規定により中田正幸会長が議長となった。
- (4) 議事録署名人の選出について、議長の指名により、里見治美委員、黒崎紫抄代委員が選出された。
- (5) 学校法人高岡第一学園福岡ひばり幼稚園の廃止の認可について、資料1により事務局から説明があり、議長から委員に意見が求められた。

(上田委員)

福岡ひばり幼稚園は、同じ建物の中で福岡ひばり保育園と一緒にやっている。以前は建物の共有が駄目だったが、建物の共有が可能になり、学校法人運営の幼稚園と保育園が同じ建物の中にある。今回、正式に幼保連携型認定こども園になったということであり、幼稚園の廃止と保育園の廃止が同時に行われ、新しく幼保連携型認定こども園の認可という形になると聞いている。

(議長)

学校法人高岡第一学園福岡ひばり幼稚園の廃止の認可についてお諮りする。この案件に関係される委員には、私立学校法第15条の規定により議決に加わるができない。

学校法人高岡第一学園福岡ひばり幼稚園の廃止の認可について、認可を適当と認める旨、答申してよろしいか。異議がないので、学校法人高岡第一学園福岡ひばり幼稚園の廃止の認可について、認可を適当と認める。

(6) 富山県中央自動車学校設置者変更の認可について、資料2により事務局から説明があり、議長から委員に意見が求められた。

(議長)

特に意見がないので、富山県中央自動車学校設置者変更の認可について、認可を適当と認める旨答申してよいか。異議がないので、富山県中央自動車学校、設置者変更について認可を認める。

(7) 富山中部自動車学校設置者変更の認可について、資料3により事務局から説明があり、議長から委員に意見が求められた。

(前川委員)

毎年5月1日付で、学校の教職員や生徒数の届出が出されていると思うが、名前の変更はあったのか。また、学校法人の定款の変更が去年か一昨年の3月31日で締め切られて変更になっていると思うが、そういった届出等はあるのか。設置者が変われば法務局への届出があるわけだが、それはどうなっているのか。

(事務局)

名簿については、氏名の変更がないまま提出されていた。

(前川委員)

ずっと去年までか。

(事務局)

そのとおりである。また、個人立ということで定款はない。

(前川委員)

亡くなられたままで届出を変更しないのは、悪意があると思えない。名前を書いて出して、設置変更届を出し忘れたのならわかる、書類はそのまま、設置者変更届を出すのを忘れたのは通らないと思う。

(事務局)

事情聴取した際にも、これまでは書類提出に関して記載内容の重要性をあまり感じていなかった様子があり、今後、提出物や認可等のマニュアル等を整備し、環境を整えていきたいという話があった。

(前川委員)

個人立であるということであれば、相続の問題などあるわけだが相続をせず、設置者も同じだったということなのか。納得できない。

(須田委員)

学校法人に関する内容で設置者変更については、自動車学校であれば運輸局への届出等が必要になってくるはずである。設置者の内容も、以前の状態のまま現在に至っていたのか、どのような内容だったのか分からず、内容について承認できない。故意だったのか、過失だったのかは重要だと思う。事務局では過失という捉え方をしているということの良いか。

(事務局)

話を聞いてそのように判断した。運輸局に関して状態がどうだったかというところまでは、確認していない。

(前川委員)

通常、代わった人が自分の名前で書類を提出するはずである。亡くなられた方の名前で出しているということは、どう考えても故意にしか思えない。

(須田委員)

運輸局の届出も必要になってくるはずである。

(議長)

運輸局の場合、届出が間違っていた場合には何かあるのか。

故意であった場合、理由は何か考えられるか。

(坪池委員)

校長は経営している人で、設置者は学校を設置した人ということになると、設置者はあまり人が変わらないものではないかと思う。それとは別に、学校の土地や建物の所有者のような人もいると思うが、ここで言う設置者というのは何を意味しているのか。

(前川委員)

通常設置者は経営者であり、校長は学校の運営をする人、教育をする人。

(坪池委員)

経営者とは別に、土地の所有者や建物の所有者がいるのか。別に所有者がいることもあるということの良いか。

(前川委員)

自動車学校の場合は広い土地があるので、全部を所有しているかどうか分からない。県がどうやって認可したか。学校の場合、土地や建物は例外もある。

(坪池委員)

相続等の話もあったので、土地や建物の所有移転を問題とされているという意味か。

(前川委員)

学校法人の場合は法人なので相続問題は起きない。個人の場合は相続をすると大きな土地の相続になり、相続税が発生する。今回の場合は2人亡くなっているので、相続についても大きなお金が発生するはずだ。その問題を単に不注意で名前を出すのを忘れたと言って、8年間亡くなられた方の名前で書類が出されているのは、理解に苦しむ。

(野口委員)

話を聞いていて、設置者たる要件を十分に満たすと判断できるという文言が書けなくなってしまうような状況だと判断している。もう少し状況を事務局で、聞き取りや調査をして欲しい。個人立という形なので、相続や他に資料となりうる事実が出てくるかもしれないので、保留にした方が良いのではないか。

(議長)

もう少し事務局で状況を調べた方がいいのではないかという提案だが。

(事務局)

事務局としても調査や確認をしていないこともあるので、改めて設置者変更の申請者から状況を確認したい。他に確認すべき点についてあれば聞かせていただきたい。

(坪池委員)

税制上有利にも不利にもならないことが明らかであれば、次のステップに行くのではないか。

(野口委員)

この案件が、認可されないという結論が出た場合にはどうなるのか。別の人を立てなくてはいけないことになるのか。

(武隈次長)

法律の解説等は手元になく確定的なことは申し上げられないが、旧設置者が亡くなり、設置者たる資格は失われている。設置者変更の申請者が仮に各種学校規程の14条2項に該当しない、いわゆる相続等の関係で報告をしなかったということが認定されれば、当然要件を満たさないため、別の方を出していただく必要があると考えられる。それができなければこの団体に設置者がいない状態となり、認められない。設置者として相応しい者かであるかどうかを判断し、設置者の変更を認めていくという流れになる。

(前川委員)

関連の質問をしたい。今、学校法人のガバナンス改革で、文部科学省で学校法人改革特別委員会が開かれており、昨日第6回目があった。その中で委員が社団法人立の幼稚園についての例として、7名という評議員が用意できず猶予期間が3年あったため、現在何とか用意できたので解散にならなかったという話があった。学校法人の定款・寄附行為について、変更することに対応できなかった場合、その学校、学園は廃止になるのか。報告書は公表されると思うし、委員会はY o u T u b eで全部公開されているので調べることができる。

(武隈次長)

現在会議についての資料を持ち合わせてないので、調べた上で情報提供させていただきたい。

(議長)

富山中部自動車学校の設置者の変更認可については、もう少し事務局で調べて次の審議会でもう少し細かい内容を委員にお知らせして、お諮りする形にしたい。三つのうち二つの質問事項についてはご了承いただいたので、これらの件については会長名で知事へ答申するが、答申文案については会長に一任願いたい。

(8) 富山県私立学校審議会運営内規(案)について、資料4により事務局から説明があった。

(議長)

ご意見質問等あればお願いしたい。

(前川委員)

コロナが始まった初年度の4月か5月だと思うが、文科省から事務連絡が各学にあり、文章は明確には覚えていないが、理事会は書面で開くことは不相当だという内容だった。私学審議会でも、人の意見を聞いて質問等が出てくると思うので、書面での会議はいかなものかと思う。

(事務局)

昨年度、今年度ともに、審議会を対面で実施することができたが、今後、万が一という時にどのような体制を整えれば良いかと思い作成した。委員ご指摘の、考え方の変容等の部分については検討していなかった。通信会議等ということであれば、リアルタイムで話ができるということになる。

(前川委員)

文科省ではオンラインでの会議を推奨している。

(野口委員)

この案の2条だが、審議会の出席について通信会議を認めるということは、原則対面でやるけれども、何らかの理由で出席について一部の人は認めるというような内容にもとれる。最初

から全員が通信会議というような形での開催というのは無しなのか、有りなのか。2条の文面を読むと、全員でのいわゆるオンラインでの会議は想定してないともとれる。

(事務局)

全員がWeb会議になるのではなく、一部は対面で、席の間隔を空けることや集まるのが困難な方についてはWeb会議でというイメージでこの2条を作った。審議会そのものは原則、対面で行いたい。

(野口委員)

分かるが、非常事態の時に会長と事務局以外の方は、オンラインを認めるということになるのか。この2条を見れば、全員がオンラインでやるという会議というのは認められないととれる。そういうことは想定しないのかと思い質問した。あくまでも、非常事態というのが大前提で、皆さん対面でできないだろうという上でのこの内規であり、全面的なオンライン会議も開催が可能だというような条文をここに入れるべきなのかどうなのか。

(事務局)

他の委員の意見を頂戴したい。

(黒崎委員)

今ほど野口委員の方からご指摘があった件だが、富山県私立学校審議会規程では、審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないという規定がある。ただ、それについて予測不能な非常事態が発生したとき、あるいは委員から申し出があった場合は、出席について通信会議を認めるよということなので、全員が出席できないということも想定される。被災され移動困難で出て来られない、病気で何か感染症にかかって出席できないときには、そういった方に対してはこの手段で参加という形でカウントしますという規程なので、一応全部含めてという解釈で良いのではないかと思う。

(前川委員)

非常事態で誰もが集まることができない場合に、決めなくてはいけない期限がある場合と、そうではなく急遽出られなくなって会議が不成立という場合がある。しかし、その時間帯にWeb会議では参加できるよという場合があり、この2条の冒頭の予測不能の非常事態が発生したというのは、全県下の事だと思う。その場合には少しおかしい。この部分を取れば、委員が個人的な事情があって出られないときに、Web会議で参加できるのであれば賛成する。

(議長)

事務局としては、Web会議等の準備はするということか。

(事務局)

準備する。事務局から個別の状態を確認し、例えばZoom等を使う場合こちらから必要なものを送信する。こちらからコンピュータを持って行くなどはなかなかできないと思うが、アカウント等について送付し、参加いただく形になると思う。

会議そのものについて、基本的に会議自体は出席ということで原則として実施するが、今回のコロナの関係で、移動も困難であるという時には、すべての委員がオンラインで出席という想定はしている。記述が不十分であれば、精査して確認させていただきたい。

(議長)

3条、4条で、会議中止または延期した場合に、書面協議もありうるということが書いてあるが、これについては、よろしくないということで良いか。

(前川委員)

今年は、国から今回学校法人の理事会を書面で開くのは不相当だと言ってきた。国がそう言うのであればそうだと思う。

(議長)

書面協議の場合、審議は聞かないのか。

(黒崎委員)

前川委員からご指摘があり、確かに文科省から通知は出ている。ただ中身は書面審議そのものを否定するわけではなく、例えば、賛成か反対かを問うだけの場合や、意見を自由に書ける欄が設けてないというものは不相当であるということだ。前もって送ってある議案についていろいろ意見を聞くといった配慮がなされているのであれば、一応大丈夫という書き方がされていたように思う。そういう配慮をしてもらえるのであれば大丈夫かと思う。文科省でもそれは認めている。

(前川委員)

例えば今回の中部自動車学校の件のように、事務局の説明がなければ誰も反対していない。だからできるなら対面がいいし、Web会議でも発言や説明を聞いた方がいい。

(議長)

運営内規について、事務局でもう少し第2条について説明を加えるというか、中身を考えてみるということをお願いします。

(武隈次長)

Web会議について委員の皆さんのスタンスや、書面協議についても認めて良いのか悪いのか意見を知っておいた良いので伺いたい。

(上田委員)

最近ではWeb会議はやって良いと思っている。集まるのにそれなりに時間がかかるし、あらかじめWeb会議でやると指定してもらえれば、自分の事務所でも参加できる。議題がたくさんあればどちらでも良いが、一つだけの議題で集まるのならWeb会議で、意見を言って説明を受けてやってもらえたら良い。今はWeb会議ばかりであり、皆さんも相当慣れているので議題が少ないならば、Web会議でも話を聞ける。

(井上委員)

研修もこういった時代になってきているので、ありではないかなと思う。

(喜田委員)

予測不能な非常事態が発生した時と明記してあり、その場合はやむを得ず安全面として書面による協議も十分注意の上でやるということまでは担保しておくという趣旨だと思ったので原案通りで良いと思う。

(久郷委員)

多くの団体がコロナになってから運営規程を改正している。他の団体の運営規程について教育関係だけでなく、県のいろいろな機関で内規の改正をしていると思うのでそれらを参考にし改善したら良いと思う。この原文に対していろいろな解釈の仕方があると思った。第2条については、「あるいは」と文言がよく読むと多少引っかかる。一部の参加者あるいは全員の参加者のWeb会議があっても、別におかしくないのではないかな。

(黒崎委員)

基本的にこの内規の案で特に異存はない。Web会議については、今我々の学校もそうだが、重要な学内理事・評議員会議等、全てテレビ会議に移行している。Webでもやりとりができるし、例えば昨年の大雪のように出てくること自体が危険な時に、代替でこのようなツールが社会で常識化しているので、十分活用すればいいと思う。また、書面協議の部分だが、文科省の通知はもう1回精査してみないといけない。少なくともこの内規に書いてあるのは、諮問に対する答申を行うべき期日までに、再度審議会を開催することができない、何をしても会議が成立要件に満たないような非常事態時に、書面協議ということを確認しているだけなので、恒常的ではなく最後の手段として使う。その際には、意見を聴取できるようなことに配慮いただければ、選択肢としては用意しておいて良いと思う。

(里見委員)

文章を読んで、そういう理解の仕方があることに気づいた。今は、コロナに対して不測の事態の時に会議をしたいがどうすればできるかということで作ってもらっている。言葉の端々はどのようにも解釈できるが、Web会議は良いと思っている。書面協議も、そのままでも分かるのではないかな。

(須田委員)

多くの会議がWebでもされている。中には、会議の開催通知で出欠を問う欄の中に、対面式にするかWebにするか、Webを中心にするかというような問い方をされているものもある。現状からするとWeb会議を取り入れていくのが妥当ではないかと思う。審議会規程第9条の絡みもあるので、制度についての理解が必要だが、その辺の問題がなければ原案通りで構わない。

(坪池委員)

今は、コロナをイメージして予測不能な事態を想定しているのかもしれないが、それ以上の場合も想定する必要があると思う。文科省の通知の趣旨をもう一度読んだ上で判断すれば良いのではないか。細かいことだが、第2条で「あるいは」が、前半は「とき」で後半が「場合」になっている。

(野口委員)

Web会議やオンラインでの会議というのは特に反対ではない。むしろ案件次第だが必要なことだと思う。書面協議についても、黒崎委員が言われたような場合だ。ただ、今話題になったように、今日の案件で事務局の方からの説明がなかったら、判断できなかったということもあるので、そのような場合にはきちんと説明もしていただくという形であれば、条文の字面で異なる意見を言ってしまったが、特に大きな反対というわけではない。

(前川委員)

いろいろ言って申し訳なかったが、全て反対と言っているわけではなく、今日の例のように、説明を聞かずに賛成も反対もできないということも起こり得る。期日が迫っているから書面でと言われてもなかなか納得できないという部分があるということだけなので、反対をしているわけではない。

(議長)

審議会はこういう形で開催するのが原則ということは押さえた上で、万が一の時にはどうするかというのが審議会の運営内規だと思う。2条に対して委員から出た意見を参考にしながら、若干手直しをして次の審議会のときに出してもらいたい。

(9) 事務局より、保留となり次回改めて諮問等をさせていただく事項もあるが、今回の審議会の案件が終了した旨を伝え、審議会を終了した。

令和4年3月24日